

広島市地域防災計画の主な修正項目一覧表（平成27年3月）

資料4

（注）項目欄の【予防】は災害予防に関する計画の修正、【応急】は災害応急に関する計画の修正、【復旧・復興】は災害復旧・復興計画の修正に該当することを示す。

1 平成26年8月20日の豪雨災害における避難対策等検証部会からの指摘や提言等を踏まえた事項

(1) 災害応急組織体制の強化（3項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 勤務時間外における初動体制の強化 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な気象の変化や不測の事態に備えるため、体制の設置基準を明確にし、早い段階からの情報収集、判断体制となるよう、見直した災害応急組織体制について規定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 【注意体制】 [大雨注意報 発表時] ・市（危機管理室）は2名以上、区は1名以上で情報収集・職員等への連絡ができる体制 【警戒体制】 [大雨警報 発表時] ・市（危機管理室）は危機管理室長の指揮の下、情報収集に当たる職員体制を規定 ・区は副区長の指揮の下、最低限避難勧告が発令できる体制を確保するとともに、適時、区長に気象状況等を報告 【災害警戒本部設置】 [警戒基準雨量到達時又は（土砂災害警戒情報未発表において）メッシュ情報で危険度表示時] ・本部長は市が危機管理担当局長、区が区長 ・区と消防署の連携強化を図るため、副署長（又は予防課長）は区へ常駐 ・区及び消防署が行った現場の巡視結果を、市・区災害警戒本部へ報告することを義務付け ※土砂災害警戒情報発表の際には、災害対策本部設置区以外は災害警戒本部を設置 【災害対策本部設置】 [避難基準雨量到達時又は（土砂災害警戒情報発表後において）メッシュ情報で危険度表示時] ・本部長は市が市長、区が区長 ・本部長（市長）は、体制設置後、速やかに市本部員会議を開催 </div>	基本	第3	第2	第1	本市の災害応急組織	A-1
		基本	第3	第2	第2	勤務時間外における初動体制の確保	A-2
2 災害応急組織（災害警戒本部体制及び災害対策本部体制）の見直し 【応急】		基本	第3	第2	第3（新）	注意体制（新）	A-3
		基本	第3	第2	第4（新）	警戒体制（新）	A-4
		基本	第3	第2	第3	災害警戒本部	A-5・A-6
		基本	第3	第2	第4	災害対策本部	A-7・A-8
		基本	第3	第2	第5	職員の動員	A-9
3 市長等への状況報告 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置後、原則、危機管理担当局長は、市長、副市長に気象状況、被害状況等を、適時報告（区長は必要に応じ、人的被害、避難状況等について報告）する旨を規定 	基本	第3	第2	第3	災害警戒本部	A-10

(2) 情報の収集・伝達体制の充実（6項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 気象情報等の収集方法の改善 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・ファクスのみで情報入手することとしている気象情報等について、電子メールも併用する旨を規定 	基本	第3	第3	第2	気象情報等の収集及び伝達	A-11
2 情報の収集・分析時間間隔の短縮 【予防】・【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に進展する気象変動に対応するため、短時間間隔で降雨の分析や危険度の判断ができるシステムの構築に取り組む旨を規定<予防> ・システムが構築されるまでは、土砂災害警戒・避難基準雨量の作成を、毎正時1時間ごとにしてきたものを、大雨警報発表後は、30分ごとの作成にすることを規定<応急> 	基本	第2	第5	第3	防災設備の整備	A-12
		基本	第3	第3	第2	気象情報等の収集及び伝達	A-13
		基本	第3	第3	第1 第2	情報の収集・伝達体制 気象情報等の収集及び伝達	A-14・A-15

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
3 重要情報の確実な収集体制の確立 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・気象台とのホットラインをより活用できるよう伝達情報の種類を規定し、双方向で重要情報を早期に収集できる体制について規定 <p>[気象台→市] 警報が発表されるような降雨が見込まれる場合等の伝達</p> <p>[市→気象台] 10分間雨量で10mm以上の場合は、今後の見通しについて確認</p>	基本	第3	第3	第2	気象情報等の収集及び伝達	A-16
4 危険度の段階に応じた避難情報の提供 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を危険度の段階に応じ、①注意喚起（自主避難の呼びかけ）、②避難準備情報、③避難勧告、④避難指示と段階的に発信する旨を規定 <p>[注意喚起（自主避難の呼びかけ）] 市域全体への注意喚起、避難行動要支援者等や危険地域居住者に対する早めの避難準備を呼びかけるものとして発信</p> <p>[避難準備情報・避難勧告・避難指示] 対象の学区全域ではなく、土砂災害や洪水など、災害ごとに対象学区の危険区域に対して発令し、危険度の段階に応じ、具体的に取るべき行動内容を伝達</p> <p>[大雨警報 発表時] ①注意喚起（自主避難の呼びかけ） ・全市（一般市民）が対象</p> <p>[警戒基準雨量 到達時又は（土砂災害警戒情報未発表において）メッシュ情報が危険度表示（2h後又は1h後に基準値超過時）] ②避難準備情報 ・該当する学区の危険区域（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）が対象 ※市域に初めて避難準備情報を発信した際には、再度、全市域に注意喚起（自主避難の呼びかけ）を発信</p> <p>[避難基準雨量 到達時又は（土砂災害警戒情報発表後において）メッシュ情報が危険度表示（1h後又は実況で基準値超過）時] ③避難勧告 ・該当する学区の危険区域（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）が対象 ※土砂災害警戒情報が発表された際には、市域の危険区域に避難準備情報を発信</p> <p>[大雨特別警報発表時又は記録的短時間大雨情報発表時] ④避難指示 ・避難勧告発令地域は避難指示に切替 ・上記気象情報が発表されていない場合でも、災害が発生した地域で、危険が切迫した場合は勧告を避難指示に切替</p>	基本	第3	第5	—	避難対策	A-17
		基本	第3	第5	第1	注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）	A-18
		水防	第4	第1	第1	注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）	基本編と同一修正につき省略
		基本	第3	第5	第2（新）	避難準備情報（新）	A-19
		水防	第4	第1	第2（新）	避難準備情報（新）	基本編と同一修正につき省略
		基本	第3	第5	第2	避難の勧告・指示等	A-20
		水防	第4	第2	第3	避難の勧告・指示等の実施	基本編と同一修正につき省略
5 多様な情報発信媒体の活用 【予防】・【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人が急激な気象の変化に対応し、自ら避難行動をとることができるよう、情報入手や避難情報伝達手段等の環境整備について規定<予防> ・避難勧告・指示の際には、緊急速報メールを使用するとともに、危険度の段階に応じ、複数の手段により、住民へ避難情報を伝達<応急> <p>※伝達する情報により伝達手段を明確化</p> <p>[注意喚起（自主避難の呼びかけ）] 防災情報メール、防災行政無線、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）</p> <p>[避難準備情報] 防災情報メール、防災行政無線、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）、<u>県防災情報システムを通じたアラート（公共情報commons）</u></p> <p>[避難勧告・避難指示] 防災情報メール、防災行政無線、ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）、<u>県防災情報システムを通じたアラート（公共情報commons）</u>、<u>緊急速報メール</u>、<u>サイレン</u></p> <p>※下線部は情報の段階により追加する伝達手段 ※このほか、状況に応じて可能な限り戸別訪問、広報車などを併用する。</p>	基本	第2	第6	第9（新）	避難情報を住民の避難行動につなげるための取組（新）	A-21
		基本	第2	第7	第1	防災知識の普及	A-22
		基本	第3	第5	第1 第2（新） 第2	注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達） 避難準備情報（新） 避難の勧告・指示等	A23・A-24
		水防	第4	第1 第2（新） 第2	—	注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達） 避難準備情報（新） 避難の勧告・指示等	基本編と同一修正につき省略

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
6 サイレンの機能追加と拡充 【予防】・【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難情報の伝達をよりの確に行うため、防災行政無線を利用した遠隔操作や屋外スピーカーの併設などサイレンの機能強化について規定〔予防〕 ・事前に定められた操作者への操作手順の徹底と、防災訓練等に併せた吹鳴の実施について規定〔予防〕 ・避難勧告発令の際には、地元自主防災組織等へサイレンの吹鳴を依頼することを規定〔応急〕 	基本	第2	第5	第3	防災設備の整備	A-25
		基本	第2	第7	第2	防災訓練の実施・指導	A-26
		基本	第3	第5	第2	避難の勧告・指示等の実施	A-27
		水防	第4	第2	第3	避難の勧告・指示等の実施	基本編と同一修正につき省略

(3) 避難対策の充実（6項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 避難勧告・指示等の発令者の明確化 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、区長が発令する。ただし、区の災害応急組織体制が整わず、区において勧告する暇がない場合（津波警報など）は市長とする旨を規定 ・市長、区長が不在の場合の取扱いを定め、速やかに発令する旨を規定〔代理順位〕 <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">[市長]</p> <p>①荒本副市長(危機管理監) ②西藤副市長 ③危機管理担当局長</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">[区長]</p> <p>①副区長 ②建設部長又は農林建設部長 (各区で事前に指定)</p> </div> </div>	基本	第3	第5	第2	避難の勧告・指示等	A-28・A-29
		水防	第4	第2	第1	避難の勧告・指示等	基本編と同一修正につき省略
2 避難準備情報の発信内容の見直し 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の適切な避難行動につなげるため、注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備情報、避難勧告、避難指示までの段階的な避難情報が効果的に住民に伝えることができ、避難情報の発信内容を分かりやすくかつ危機意識が高まるように改善 	基本	第3	第5	—	避難対策	A-30
		基本	第3	第5	第1 第2(新) 第2	注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達） 避難準備情報（新） 避難の勧告・指示等	A-31
		水防	第4	第1 第2(新) 第2	—	注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達） 避難準備情報（新） 避難の勧告・指示等	基本編と同一修正につき省略
3 切迫した状況下において発令する避難勧告等の情報発信 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に気象が変化し危険性が高まった場合、避難が必要との判断を迅速な勧告の発令につなげるため、避難所の開設を待つことなく迅速に発令する旨を規定 ・その際は「避難所はまだ開設していない。」「それぞれの場所において、各自で何らかの安全確保をしてください。」といった付帯的な文言を付けた情報を発信する旨を規定 	基本	第3	第5	第2	避難の勧告・指示等	A-32
		水防	第4	第2	第3	避難の勧告・指示等の実施	基本編と同一修正につき省略
4 避難情報の伝達範囲の整理 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難勧告等の段階では、対象とする地域や危険箇所を明確にして発信する必要があるため、避難情報を伝達すべき範囲の整理を実施し、地域住民への周知について規定 ・危険箇所の特定・整理の際は、地元自主防災組織等と連携して区長及び消防署長が協議して行うものとし、適宜、見直しを行う旨を規定〔2「組織改正に伴う見直し」4に再掲〕 	基本	第2	第6	第9(新)	避難情報を避難行動につなげるための取り組み（新）	A-33
		基本	第3	第5	第2(新) 第2	避難準備情報（新） 避難の勧告・指示等	A-34
		水防	第4	第2	第3	避難の勧告・指示等の実施	基本編と同一修正につき省略
5 避難情報を発する時期の明確化 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害での避難勧告・指示の発令基準において、現行の基準に加え次の基準を規定 <p>〔避難勧告〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、メッシュ情報で危険度が表示された学区の危険地域に避難勧告 <p>〔避難指示（新設）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告発令地域を対象に「記録的短時間大雨情報」又は「大雨特別警報」が発表の場合は避難指示 	水防	第4	第4	第3	土砂災害への対応	A-35 ～A-39

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
6 避難所の段階的な開設等 【応急】 ※周知（【予防】）については、「(3) 避難体制の強化」3で規定	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設を、危険度の段階的に応じて開設する旨を規定 [注意喚起（自主避難の呼びかけ）] 事前に地域で定めている一時避難場所等の自主的な開設 [避難準備情報] 該当する小学校区に原則1箇所、拠点的な公的避難所を開設（事前に地域と協議して定めておく） [避難勧告] 発令後は、該当する学区に順次必要な避難所を開設 	基本	第3	第5	第5	避難場所の開設等	A-40
		水防	第4	第7	第2（新）	避難所の段階的な開設（新）	基本編と同一修正につき省略

(4) 避難体制の強化（3項目）

項目	修正の概要等	地域防災計画の修正箇所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項目名	
1 避難所の迅速な開錠 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> 避難所を迅速に開錠するため、自主防災組織のほか、地域内の他の団体の協力を得ながら複数人が開錠できる体制とする旨を規定 	基本	第2	第6	第6	避難場所の開錠	A-41
2 居住地域の危険度の周知等の取組 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難行動を促すには、自分の住んでいる所が危険であると認識してもらう必要があるため、危険箇所の周知について規定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内の居住者に対し、自分の住んでいる所が危険であると認識してもらうため、ハザードマップの作成・配布、ホームページなどの活用のほか、住民説明会などで周知 警戒区域未指定区域（土砂災害危険箇所に該当している地域）においても、研修や訓練などを通じて危険性等を周知 過去の災害の伝承や住民の防災意識の醸成を図るため、地域において行う土砂災害に関する訓練を行う際には、本市で大きな被害が発生した6月29日又は8月20日にあわせて実施 気象情報の入手方法、判断等について住民に周知するとともに、防災講座の実施など、平時からの住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組の実施 </div>	基本	第2	第2	第4	土砂災害・宅地災害等の予防対策	A-42・A-43
		基本	第2	第7	第1	防災知識の普及	A-44
		基本	第2	第7	第4	災害教訓の伝承	A-45
3 避難情報の住民への周知と意識啓発（住民意識の改革） 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報を受けとる住民が、危険度の段階に応じた情報に基づき適切な避難行動を行えるよう、避難情報を発信する意図を周知するとともに、これまでの住民の避難に対する意識や概念を変えていくための訓練や研修などを実施する旨を規定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の意味 ※各情報の意味は、「(2) 情報の収集・伝達体制の充実」4参照 「避難勧告」等は、通常「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」から「避難指示」まで段階的に発信 急激な気象の変化に伴う「避難勧告」の場合は、避難所がまだ開設されていないこともあること ※情報発信方法については、「(3) 避難対策の充実」3で規定 避難勧告時に、避難所が開設されていないことを前提とした訓練や研修などの実施 避難所開設などの災害に関する情報を、住民同士で相互に伝達できるよう、地域における自主的な連絡体制の取組について規定 </div>	基本	第2	第7	第1	防災知識の普及	A-46
		基本	第2	第6	第9	住民への周知	A-47
		基本	第2	第7	第2	防災訓練の実施・指導	A-48
		基本	第1	第2	第2	基本原則	A-49